



鳥取県公報

平成13年7月31日(火)

号外第87号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則 管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則(15) (給与課).....	1
---	---

人事委員会規則

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年7月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第15号

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前				
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）				
	組 織	職	区 分		組 織	職	区 分	
知事の事務部局	略			略				
	地方機関	略		略				
		保健所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）		1種又は2種			
			所長 課長（保健所支所の課長にあっては、人事委員会が承認したものに限る。）		3種			
	鳥取看護 専門学校	事務長		3種				
略			略					
略				略				

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	機 関	職 員			機 関	職 員	
略				略			
知事の事務部局	略			略			
	鳥取看護専門学校	校長 <u>事務長</u>		鳥取看護専門学校 校長			

	略
略	

備考 略

	略
略	

備考 略

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第 3 条 職員の職務の級の分類に関する規則 (昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後												改 正 前																						
別表第 1 行政職給料表級別職務分類表 (第 2 条関係)																																		
組 織		職務の級											1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級		11 級	
		知 事		略																														
知 事 の 事 務 部 局		地		略											保 健 所		係 長		係 長		課 長 補 佐		課 長 補 佐		課 長		事 務 長		略		略			
		機 関		略																														
		略		略																														
備考 略																																		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の管理職手当に関する規則及び第 3 条の規定による改正後の職員の職務の級の分類に関する規則の規定は、平成13年7月16日から適用する。



発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥 取 県 【定価 1部 1か月2,200円 (送料を含む。)】
(URL:<http://www1.pref.tottori.jp/>)

